

# 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

尼崎市長 様

納税義務者 住所または所在地

氏名または名称

個人番号又は法人番号

電話

次の住宅用家屋について、地方税法附則第15条の7第1項または第2項の規定の適用を受けたいので、同条第3項の規定により固定資産税の減額を申告します。

所在地番	
家屋番号	
種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・その他（ ）
構造	木造・鉄骨鉄筋コン・鉄筋コン・鉄骨・軽量鉄骨・その他（ ）
床面積 (1戸あたり120㎡ までが減額対象)	延床面積 m <sup>2</sup> の内、居住面積 m <sup>2</sup>
登記年月日	令和 年 月 日
建築年月日	令和 年 月 日
居住開始年月日	令和 年 月 日
上記建築年月日の翌年1月31日までに申告できなかった場合はその理由	

## ◎この申告書に添付する書類

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条（認定）・第9条（変更認定）・第13条（地位承継の承認）のいずれかの規定に基づく通知書の写し

※減額対象となる家屋は以下の要件を全て満たすことが条件です。

- (1) 平成21年6月4日から令和8年3月31日までの間に新築された住宅
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅として認定された住宅
- (3) 居住用部分が住宅全体の2分の1以上ある住宅
- (4) 居住用部分の床面積（共同住宅の場合は、専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積）が1戸あたり50㎡以上（貸家共同住宅は40㎡以上）280㎡以下の住宅

令和 年度から 年間	課長	係長	担当
適用します。			

## 個人番号（通称：マイナンバー）の記載と本人確認書類の提出（提示）

新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額適用事務を行うため、本申告書の所定の欄に、個人番号（通称：マイナンバー）又は法人番号を記載する必要があります。また、マイナンバーを記載した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、本人であることを確認するため、番号確認（正しい番号であることの確認）と身元確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が義務付けられています。

つきましてはお手数ですが、申告書の「個人番号又は法人番号」欄に、納税義務者のマイナンバー又は法人番号（納税義務者が複数おられる場合は、共有代表者のマイナンバー又は法人番号）を記載いただくとともに、マイナンバーを記載した場合は、下記の表にあるとおり、番号確認と身元確認をするための書類の写しを添付してください。

なお、申告書を来庁にて提出いただく場合は、下記の書類を持参し、ご提示いただきますよう、お願いします。

### 本人確認に必要な書類について

※下記の表のとおり、番号確認と身元確認をするための**2種類の書類**が必要になります。

番号確認に必要なもの (以下、①～④のいずれかの写し)	身元(実存)確認に必要なもの (以下、①～③のいずれかの写し)
① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)	① 個人番号カード(表面:氏名、住所、生年月日等の記載がある面)
② 通知カード	② <u>顔写真付き身分証明書</u> (以下の中から、 <u>いずれか1点</u> ) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等(官公署から発行・発給された書類で <u>顔写真の表示があり</u> 、氏名、生年月日又は住所が記載されたもの)
③ 住民票 (個人番号の記載があるもの)	③ <u>顔写真なしの身分証明書</u> (以下の中から、 <u>いずれか2点</u> ) (1) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書(いずれも提出時において、領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内のもの) (2) 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本・抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳(いずれも提出時において有効なもの又は発行・発給されてから6ヶ月以内のもの) (3) 写真なし社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳の写し(いずれも提出時に有効なもの)
④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)	